

公益財団法人 日本失明予防協会 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本失明予防協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、失明原因の解明及び失明の予防並びにウイルス眼炎その他の眼感染症の予防及び研究に対して助成を行うほか、失明予防についての知識の普及と啓発を図り、もって国民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 失明原因の解明並びに眼疾患の予防及び治療に関する調査、研究並びに協力
- (2) 失明予防及び眼疾患の予防及び治療に関する啓発普及
- (3) 失明予防に関わる国際協力に関すること
- (4) 前各号に掲げる研究に対する助成金の交付
- (5) その他この法人の公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は本邦及び海外において行う。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会の決議を得たものとする。

2 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

3 公益認定を受けた日以後に寄付を受けた財産については、50%以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては理事会の決議により別に定める寄附金取扱規程による。

(財産の管理及び運用)

第6条 この法人の財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理及び運用しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認

を要とする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎年事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会に報告をしなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残高を算定し前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員5名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること

- イ 当該評議員及びその配偶者または三親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの
 - ハ 当該評議員の使用人
- 二 ロ又はハに掲げるもの以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

- ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体(公益法人を除く)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議員を除く。)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は、同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう)又は許可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人の理事又は監事あるいは使用人を兼ねることはできない。

4 評議員に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 14 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、当該評議員会に出席した評議員の互選により選出する。

(権限)

第 16 条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分または除外の承認
- (6) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定期評議員会として毎年 6 月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。なお、理事長に事故があるときは、専務理事が招集する。

2 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項に規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちからその評議員会において選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一団体（公益法人を除く。）理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び範囲)

第 24 条 監事は、この法人に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 理事の職務を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成すること
 - (2) 理事会に出席し意見を述べること
 - (3) 必要があると認めるときは、評議員会に出席し意見を述べること
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするするおそれがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること
 - (5) その他監事に認められた法律上の権限を行使すること
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する

(役員の解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。なお、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事がこれに当たる。

(権限)

第 29 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

- 第 30 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会開催日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して通知をしなければならない。

(決議)

- 第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たした時は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議事録には出席した代表理事及び監事が、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 8 章 委員会

(委員会)

- 第 33 条 この法人は、必要に応じて理事会の決議により、委員会を設けることができる。
- 2 委員は、理事長が委嘱し、その任期は特に定めのある場合を除き、理事長の任期とする。
 - 3 委員会の運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 9 章 事務局

(事務局)

- 第 34 条 この法人に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

- 第 35 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員並びに理事及び監事の名簿
- (3) 許可、認定等及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類

- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 事業報告書及び収支決算書
- (7) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
- (8) その他必要な書類及び帳簿

第 10 章 会 員

(会員)

第 36 条 この法人に賛同した個人、団体及び企業を会員とすることができる。

2 会員に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解 散)

第 38 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 39 条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日、又は当該合併の日から 1 カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号により掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 41 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報保護)

第42条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理 事 増田寛次郎、金井 淳、青山晴人、落合雅彦、高野 繁、戸張幾生、
保田忠志、山上守夫

監 事 濱崎 陞、村上 晶

- 4 この法人の最初の代表理事は増田寛次郎とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
井上洋一、福下公子、今泉信一郎、入江純二、馬詰良比古、小暮慎二、松橋正和、
野崎道雄、澤 充、浦壁昌廣
- 6 この規程は、平成26年2月20日から適用する。(第5条、第6条改正)
- 7 この規程は、平成27年2月18日から適用する。(別表第2改正)
- 8 この規程は、平成29年3月11日から適用する。
- 9 この規程は、平成30年10月25日から適用する。

